

那須塩原市キャッシュレス決済推進及びプレミアム付商品券発行事業業務委託仕様書

1 業務名称

那須塩原市キャッシュレス決済推進及びプレミアム付商品券発行事業業務委託

2 業務目的

市内の店舗において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイントにより還元するキャンペーンの実施及び購入額にプレミアム分を上乗せした商品券の発行を実施することにより、物価高騰の影響を受けている生活者の負担を緩和するとともに中小企業等の経営を支援する。

また、併せて市内の家電量販店で一定の省エネ基準を満たした家電を購入した場合に購入金額の一部を商品券により還元することで、家庭におけるエネルギー消費量及び費用負担の軽減、温室効果ガス排出量の削減を合わせて実現する。

3 事業の概要

3-1 キャッシュレス決済推進事業

3-1-1 キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン

(1)事業の内容

市内の対象店舗において、商品・サービス等をコード決済等により購入・利用した者に、決済額の30%分のポイントを付与する事業（以下「ポイント還元事業」という。）を実施する。ポイント還元事業の実施にあたり、対象店舗の選定、事業の広報、事業者並びに利用者からの問合せ対応、ポイント付与の対象期間中に対象店舗を利用した利用者へのポイント付与、事業実績報告等を行う。

提案にあたっては、できるだけ多くの市民及び事業者が利用できるよう、ポイント還元事業においてポイント付与に活用する決済サービスを実施する事業者（以下「対象キャッシュレス決済事業者」という。）を複数者（3者以上）選定することとする。対象キャッシュレス決済事業者の選定にあたっては、公正かつポイント還元事業の効果的な遂行に適切な対象キャッシュレス決済事業者を選定すること。受託者は対象キャッシュレス決済事業者を統括して本事業を実施するため、対象キャッシュレス決済事業者と緊密な協力関係のもと、事業効果が十分に達成されることを勘案し、対象キャッシュレス決済事業者を選定すること。

事業区分	キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン
還元総額	100,000,000円以上
対象キャッシュレス決済事業者	3者以上
付与上限額	決済1回あたり1,000円相当（1円未満切り捨て） 決済事業者あたり5,000円相当
還元率	30% ※一部店舗の還元率については、変更する場合あり
対象期間	令和7年9月1日（月）～10月31日（金） ※還元総額に達した時点で終了とする
購入対象者	対象期間内に那須塩原市内対象店舗で決済した者

3-1-2 省エネ家電購入促進キャンペーン

(1)事業の内容

基準を満たした省エネ家電を購入した市民に対して、那須塩原市共通商品券にて20,000円を還元する事業（以下「省エネ事業」という。）を実施する。

受託者は、市が受付した申請者のうち要件を満たす者に対して商品券を送付する。

事業区分	省エネ家電購入促進キャンペーン
------	-----------------

還元総額	5,000,000円
還元額	20,000円/人
対象期間	令和7年9月1日（月）～令和7年10月31日（金） ※予算に達し次第終了
受付期間	令和7年9月1日（月）～令和7年12月26日（金）
対象店舗	キャッシュレスポイントキャンペーン事業対象店舗のうち 家電量販店、家電販売店及び工務店
対象製品	エアコン、冷蔵庫、テレビ、照明器具
対象基準	・多段階評価点2以上かつ省エネ基準達成率100%以上 ・本体合計価格60,000円以上（税抜き）
対象要件	・本キャンペーン申請日時時点で那須塩原市民であること ・1人1回の交付 ・対象キャッシュレス決済事業者での決済
申し込み方法	なすしおばらどこでも窓口、窓口での対面申請、郵送申請
確認書類	身分証明書（顔写真入りの証明書1点、顔写真入りの証明書がない場合には住所の確認できる物2点）の写し、レシートの写し、保証書の写し、設置が確認できる写真
還元人数	250人
その他	・申請者が250人に達し次第受付を終了する

3-2 プレミアム付商品券発行事業概要

(1)事業の内容

那須塩原市商工会が発行する商品券にプレミアムを付与した「那須塩原市プレミアム付商品券」を発行し、販売する事業（以下「商品券事業」という。）を実施する。商品券のプレミアム率は30%とし、1冊13,000円分の商品券を10,000円で販売する。

商品券事業の実施にあたり、参加店舗の取りまとめ、商品券の発行、事業の広報、申込受付（申込数が販売数を上回る場合は抽選を含む）、商品券の引換、事業者並びに利用者からの問合せ対応、換金、事業実績報告等を行う。

参加店舗の取りまとめや商品券の発行、換金に関しては、那須塩原市商工会及び西那須野商工会（以下「商工会」という。）と連携して実施すること。

また、商品券の引換については、集中を避けるため、市内郵便局など複数箇所で数日間期間を設けるなど工夫すること。また、混雑が予想される引換会場には、警備員を配置すること。

事業区分	プレミアム付商品券発行事業
発行総額	390,000,000円 (商品券売上300,000,000円+プレミアム90,000,000円)
発行冊(セット)数	30,000冊
1冊(セット)あたりの額面	1冊 13,000円 (1,000円券10枚・500円券6枚合計16枚綴) 中小店舗専用券(プレミアム分):3,000円 全店舗共通券:10,000円
販売額	1冊 10,000円 (総販売額 300,000,000円)
プレミアム率	30%
購入限度	1人につき2冊まで※注1
購入申込方法	WEBブラウザ、官製ハガキ※注2 にて申込み※注3

購入申込期間	令和7年8月18日（月）～9月5日（金）
購入対象者	那須塩原市民
利用期間	令和7年10月18日（土）～令和8年2月28日（土）

※注1 同一人物が「ハガキ」と「WEB」で重複して申込することはできない。

※注2 官製はがきは申込者が購入し、チラシにある申込書を貼りつけるものとする。また、チラシと同様に記載したはがきも同様の扱いとする。

※注3 WEBブラウザ、官製はがきいずれの申込み方法にも対応すること。

(2) 商品券の利用対象にならないもの

- ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類および仕入商品等の購入。
- ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）。
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ。
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、ハガキ、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い。
- ・風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業および食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ・その他、委託者が当該事業の趣旨にそぐわないと判断したもの。

(3) その他留意事項

- ・参加店舗において、利用期間内に限り利用可能。
- ・購入後の返品はできない。
- ・現金との引換は行わない。
- ・釣り銭は支払わない。
- ・盗難、紛失、滅失等に対して、委託者は責を負わない。
- ・参加店舗において、利用対象外となる商品については、予め消費者等が認識するよう明示する義務を負う。

4 委託業務内容

4-1 事業共通

(1) 事務局の設置

契約締結後速やかに、業務全般の総括や委託者との連絡調整窓口を担う、事務局を設置すること。具体的な業務内容は、以下のとおりとする。

ア 適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。

イ 全体スケジュールを管理し、適切に事業の進捗を図ること。

ウ 個人情報、セキュリティの高い場所で管理し、個人情報の流出がないよう体制を確保すること。

エ 複数のキャッシュレス決済事業者で、統一的にポイント還元事業を行うための調整、管理を行うこと。

オ 契約期間中は、問合わせ対応窓口を常時設置すること。

カ 委託者及び対象キャッシュレス決済事業者、商工会との連携を密にすること。

キ ポイント還元対象店舗データ、利用金額、ポイント還元額、商品券事業参加店舗データ、商品券換金率等の管理を行うこと。

ク そのほか業務に必要な準備を行うこと。

(2) 広報

- ア 本仕様書に記載する事業内容をもとに、事業ごとに公表用の実施規約を作成すること。なお、実施規約内には、不正への対応についても検討し、明記すること。（例：省エネ事業で購入した省エネ家電を申請者が転売した場合等）
- イ 効果的な告知方法（ホームページ、SNS、チラシ等）により、広く事業の周知を図ること。なお、本事業専用ホームページを必ず作成すること。
- ウ 委託者や商工会と協議の上、チラシやポスター、店頭掲示物等の広報物を作成し、新聞折り込みや対象店舗に配布すること。
- エ 事業の内容が分かりやすく、市の事業であることが伝わるデザインとすること。
- オ 本事業専用ホームページの作成、更新など告知にあたっては委託者と協議の上、行うこと。
- カ ポイント還元事業に関しては、キャッシュレス決済に不慣れな利用者向けに、利用方法に関するわかりやすいチラシ等を作成するなど、利用者に配慮した周知を行うこと。
- キ 商品券事業に関しては、事業者向けに商品券事業参加申込フォーム、市民を対象に購入申請の受付フォームを作成し、ホームページから受け付けられるようにすること。
- ク 広報を行う前に、委託者に確認を受けること。

(3) 問合せ対応

- ア 本事業にかかるコールセンターを開設し、事業者及び利用者からの問合せ等に対応すること。ただし、省エネ事業については、商品券送付のスケジュールのみ対応することとする（対象製品や申込方法は担当課で対応する）。
- イ コールセンターは、広報開始までに開設すること。
- ウ 開設期間は事業広報開始前からとし、問合せ数を考慮し、配置人数及び開設期間を設定すること。また、開設期間外においても問合せ対応ができる体制を確保すること。
- エ 対応時間
 - ①利用者の問合せ：9時から17時（土曜、日曜、祝日を除く）を基本とする。
 - ②事業者の問合せ：9時から17時（土曜、日曜、祝日を除く）を基本とする。
 ただし、ポイント還元事業期間中の利用者、事業者からの問合せについては、土曜、日曜、祝日も実施すること。
- オ コールセンターの運営に要する会場費、回線使用料、機器その他の経費を負担すること。
- カ 運営マニュアル及びFAQを作成すること。また、マニュアル等は市民からの問い合わせ内容及び委託者からの要請により随時更新すること。
- キ 対象キャッシュレス決済事業者と連携し、利用者及び事業者からの問合せに円滑かつ誠実に対応すること。
- ク 苦情等については、特に慎重に対応することとし、苦情の処理に当たっては、その対応について、委託者に速やかに報告すること。
- ケ 問合せの概要や件数について、毎週または委託者が要求した場合適宜報告すること（土曜・日曜・祝日を除く）。

4-2 キャッシュレス決済推進事業

4-2-1 キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン

(1) 業務委託料の管理等

- ア ポイント還元事業開始から対象店舗における毎日の決済額及び付与額の速報値を翌々日までに委託者に報告すること。
- イ ポイント還元対象店舗における日次の執行状況の管理を行い、ポイント付与額とその他費用の合計額が業務委託料に達する見込みとなる場合は、事前に委託者に報告し、業務委託料を超過することのないよう速やかにポイント還元事業終了の協議を行うこと。
- ウ ポイント還元事業を早期終了する場合、対象店舗及びユーザーに対し、二週間以内に告知する体制を整えること。

(2) 対象店舗の選定

- ア 以下の条件を全て満たす店舗（ECサイトは除く。）を対象店舗として選定し、対象店舗リストの作成を行い、報告すること。なお、リスト作成にあたっては、地域及び業種単位で作成するなど、閲覧しやすいように工夫すること。
 - ①那須塩原市内に事業所を有しており、物品、飲食、サービス等を消費者に提供する店舗であること。
 - ②対象キャッシュレス決済事業者の決済手段を導入していること。
 - ③大企業又は大規模小売店舗立地法に基づき届出をしている店舗ではないこと。ただし、スーパーマーケット、家電量販店、家電販売店及び工務店は上記であっても対象とする。
 - ④上記①から③までの店舗のうち、下記の商品及びサービスは対象外とする。
 - ・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス、水道料等）
 - ・有価証券、商品券、ビール券、宝くじ、図書券、郵政はがき、切手、印紙、プリペ

- ・イドカード等の互換性が高いものの購入
 - ・医療機関、薬局等での保険適用分の支払い
 - ・鉄道運賃及び料金
 - ・土地及び家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払
 - ・風俗営業等の規制及び業務適正化等の関する法律（昭和 23 年法律第 122号）第 2 条第 5 項 に規定する営業に係る支払
 - ・特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ・インターネット販売等、実店舗外での決済
- ※公序良俗及び事業目的の観点から、市が適当でないと認める店舗は除外できるものとする。

- イ 必要に応じて、対象店舗の除外、追加及び還元率の調整を委託者と協議の上、行うこと。
 - ウ 対象店舗リストの作成にあたり、対象業種であるかなど、疑義が生じた場合は店舗への架電や店舗ホームページ、実地調査等により確認を行うこと。
 - エ 対象店舗に対して、キャンペーンの概要を周知するとともに参加の意思確認を行うこと。
 - オ 対象店舗のうち、家電量販店、家電販売店及び工務店については省エネ事業に関し、4-2-2（2）のとおり対応することへの同意を得ること。
 - カ 対象店舗の開拓を積極的に行い、可能な限り短期間でキャンペーンに参加できるように対応すること。
 - キ 対象店舗から要望があれば、導入支援や手続きについて個別に対応を行うこと。
- (3) 決済及びポイント還元
- ア ポイント付与対象期間は令和7年9月1日（月）から10月31日（金）とする。ただし、対象期間前であっても還元総額に達した場合は、事業を終了する。
 - イ ポイント付与対象期間に、対象店舗において、対象となるキャッシュレス決済を行った利用者に対し、対象キャッシュレス決済事業者を通じ、決済額の30%のポイントを還元する。（一部の店舗については、還元率を変更する場合あり。）
 - ウ 決済1回あたりの付与上限額は1,000円相当（1円未満切捨て）とし、またポイント付与対象期間中の付与上限額は1対象キャッシュレス決済事業者あたり5,000円相当とする。
 - エ ポイント付与は、決済日の属する月の翌月末日までとする。
 - オ 受託者以外を対象キャッシュレス決済事業者とは再委託を行った上で、ポイント還元相当額及び本事業に必要な経費の支払を行うこと。
- (4) キャッシュレス決済普及促進
- ア 市内店舗のキャッシュレス化を進めるために、市内商工会とも連携し、キャッシュレス決済の導入方法やその経営上のメリットを市内事業所に周知すること。
 - イ 事業の対象業種である店舗が、新規に対象キャッシュレス決済の導入を行おうとする場合、導入や利用のサポートを行うこと。
 - ウ 対象店舗が市内の一部のエリアに偏らないよう、対象店舗の開拓を行うこと。
 - エ 上記アからウまで以外にも、キャッシュレス決済の普及促進を図ること。
- (5) キャッシュレス決済動向調査
- ア キャッシュレス決済の動向（利用状況）等を調査し、委託者へ適宜報告すること。
 - イ ポイント付与期間終了後、各対象キャッシュレス決済事業者における、対象店舗数、決済状況、利用者数及び利用回数などについて、エリア別、時間帯別等、可能な限り詳細な集計分析を行い、事業の効果検証を行った上で、事業実績報告書を作成すること。
 - ウ 事業の効果検証について、事業者や利用者へのアンケートの手法を活用し、報告書を作成すること。
 - エ 事業結果及びアンケート調査結果をもとに、市内でのキャッシュレス決済の定着及び拡大に向けた方策についての考察を事業実績報告書に記載すること。

4-2-2 省エネ家電購入促進キャンペーン

- (1) 申請書の配付
- ア 委託者が作成した申請書（様式）を、省エネ事業対象製品を取り扱う市内家電量販店、家電販売店及び工務店等（以下「家電量販店等」という。）へ送付する。
 - イ 申請書様式の印刷部数は2,000部程度とし、必要部数の送付及び部数が不足した場合の追加送付を行うこととする。
 - ウ 家電販売店等へ送付する部数の振り分けは、委託者と協議し決定すること。
- (2) 家電量販店等への対応
- ア 家電量販店等は、市民が省エネ事業に申し込みを希望する場合は、決済方法がキャッシュレス決済であること及び購入した家電が対象基準を満たしていることを確認し、申請書様式内確認欄に署名及び押印を行うこととする。

イ 受託者は4-2(2)エ及びオのとおり、ポイント還元事業の対象店舗への意思確認の実施に併せて、家電量販店等については、上記アの対応について予め同意を得ること。

(3) 資料等の送付

ア 委託者が作成した省エネ事業の説明書類を、受託者が印刷し家電量販店等に送付すること。なお、送付部数は各店舗1部ずつとする。

イ 4-1(2)ウのチラシ等とは別に、省エネ事業のリーフレット及びポスターを作成し、家電量販店へ送付すること。

ウ 印刷部数は、リーフレット5,500部、ポスター150部程度とするが、送付に当たり不足した場合は追加を行う。

エ 家電販売店等へ送付する部数の振り分けは、委託者と協議し決定すること。

オ リーフレット及びポスターのデータ提供を家電量販店等から求められた場合は、データの提供を行うこと。

(4) 那須塩原市共通商品券の送付

ア 要件を満たす申請者250人に対して1人2万円的那須塩原市共通商品券を送付する。

イ 那須塩原市共通商品券の送付は、委託者から随時提供する申請者の情報を基に、情報の提供から原則1ヵ月以内、かつ令和8年2月28日までに送付を完了すること。

ウ 那須塩原市共通商品券は、受託者が那須塩原市商工会から購入すること。

4-3 プレミアム付商品券発行事業

(1) 商品券の印刷

名称	那須塩原市プレミアム付商品券	
印刷部数	表紙	30,000枚
	商品券	1,000円券10枚、500円券6枚の合計16枚綴り（2種類の商品券） 1冊を文面及び色違いで1000円券10枚と500円券6枚をセットで綴る
	総発行数	480,000枚（16枚×30,000冊）
規格	表紙	332mm×76mm（商品券を包む）
	商品券	165mm×76mm（ミシン線込み）
紙質	表紙	上質紙
	商品券	上質紙
刷色	表紙	4色刷り
	商品券	表面：4色刷 2種類（10枚と6枚で文面及び色違い） 裏面：1色刷り（墨色）（10枚と6枚で文面違い）
印刷方法	オフセット印刷	
特殊印刷	コピーガード印刷	
ナンバーリング	表紙	右上に親ナンバー（6桁）で表示
	商品券	右上に通しナンバーで表示/（6桁）
ミシン線	商品券	ミシン線1本/左端から10mmの位置
製本	商品券	表紙くるみアジロ製本仕上げ（1冊16枚綴り）
校正	3回	

納入期限	令和7年9月30日（火）予定
納入場所	那須塩原市内郵便局（簡易郵便局除く）別添名簿参照 納入冊数指定あり
掲載文面	後日連絡
備考	・市内商工会の連携し実施すること。 ・指定図柄あり、デザイン委任、10枚・6枚で文面と色を変える。 ・印刷立会い、検収立会いを行う場合があります。 ※立会方法・費用については、協議の上費用負担が発生する場合があります。 ・商品券デザインは7月31日（木）に校了とすること ・商品券の納品については、箱詰めとすること。 ・10冊ずつ1束にとじ、250冊（25束）ごとに1箱 見本として商品券1,000円券及び500円券2種類の画像を1枚（A4用紙）にまとめ、800枚を別途印刷。 表紙及び裏表紙については、商品券と別デザインとする。

(2) 参加店舗への対応

- ア 参加店舗は市内商工会と連携し、チラシ及びホームページ上で募集することとする。
- イ 参加店舗の募集は事業期間内を通じて行うものとし、参加店舗一覧を紙媒体及びホームページで公開すること。ホームページについては、随時情報を更新すること。
- ウ 参加店舗からの換金請求に対する手続きに応じること。

(3) 商品券の購入申込受付・名簿（データ）作成及び当選通知ハガキ（引換券）の発送

- ア 商品券の購入申込をWEBブラウザやQRコードから受付が行えるシステムを使用し名簿（データ）の作成を行う。また、ハガキによる申込受付もWEB申込と同一の名簿（データ）として運用できるものとする。
- イ 購入申込はWEBブラウザやQRコード、官製ハガキによる事前購入申込制とし、申込期間は8月18日（月）から9月5日（金）（当日消印有効・WEB等は23：59まで）の間とする。WEBブラウザやQRコード申込者には申込時と同内容の受付メールを返信する。申込多数の場合は抽選となる。
- ウ 購入申込の情報入力項目は以下の通りとする。
購入希望数、氏名（フリガナ）、郵便番号、住所、電話番号、購入郵便局、購入希望期間
- エ WEB・QR申込受付は項目入力ミス低減に務めた申込画面であること。（全て入力しないと送信が出来ない等）また、申込受付時に入力された申込情報の内容を返信メールで送信し受付完了通知を行う。
- オ ハガキによる申込で記載内容に不備がある場合は委託者に報告を行う。
- カ 申込みは、那須塩原市民のみを対象とする。
- キ 公正な抽選のできるシステムを使用し、適切に抽選結果を当選者に当選通知ハガキ（引換券）により通知を行うこと。また、前回当選者の未引替などにより残券の在庫状況に応じて再抽選（前回当選者を除く）を行い、当選者に当選通知ハガキ（引換券）にて通知を行うこと。
- ク 二重申込などの不正に対する防止策を講じるとともに、不正等がないかの確認を行うこと。また、その具体的な方法について提案すること。
- ケ 運用中などにシステム障害が発生した場合、その影響度合いを調査するとともに、迅速に復旧作業を行うこと。
- コ 購入申込受付・当選ハガキ（引換券）発送想定数

購入申込総定数	30,000件
---------	---------

ハガキによる受付	10,000件
WEB・QRコード受付	20,000件
当選通知ハガキ（引換券）発送数	20,000件
再抽選当選通知ハガキ（引換券）発送数	1,000件

(4) 商品券の販売

- ア 商品券の販売は、市内郵便局15局での引換購入とする。
- イ 販売の受付時間は平日の対象郵便局の開店時間の間とする。
- ウ 当選通知ハガキ（引換券）の引換期間は令和7年10月6日（月）から10月17日（金）の間とし、期間を過ぎた引換券は無効となる。また、再抽選を実施した場合の引換期間は11月10日（月）から11月14日（金）の間とし期間を過ぎた引換券は無効とする。
- エ 販売窓口は、次の手順により、購入権利者へ商品券を販売する。
 - i 購入者へ当選通知ハガキ（引換券）と本人確認書類の提示（確認方法等は別添1に記載）を依頼し確認する。
 - ※代理人による購入の場合は、当選通知ハガキ（引換券）を別添1に定める方法で確認を行う。（引換を依頼する人物の確認書類の写し、もしくはスマートフォン等で撮影した写真でも可とする。）
 - ii 当選通知ハガキ（引換券）を預かり購入冊数を確認する。購入希望冊数を用意し、冊数に間違いがないか購入者に確認する。※ただし上限は2冊（20,000円分）とする。
 - iii 購入希望冊数に応じた代金を購入者から受領し、商品券を交付する。また、取扱加盟店一覧を当選通知ハガキ（引換券）1枚につき1部購入者に渡す。
 - iv 当選通知ハガキ（引換券）に記載されている購入冊数は増やせないが、冊数を減らすことは出来る。
- オ 販売窓口は、(5)及び(6)の手順により、商品券の納入、管理および残券の受渡を行う。

(5) 商品券の納入

- ア 商品券は商品券印刷者が郵便局に納入し、受け入れた際、受託者（ここでの受託者は再委託された受託者を含まない。）または商工会の立会いの下で商品券を査算し、確認する。
- イ 商品券を受け入れた際、「那須塩原市プレミアム付商品券管理簿」（以下「商品券管理簿」という）を作成し、商品券管理簿には受託者又は商工会の立会いの下で受領年月日、受入数等を記入、受領印欄および商工会が立ち会う場合は商工会印欄に押印する。
- ウ 受入れた商品券は鍵のかかる鉄庫等に保管する。

(6) 商品券の管理

- ア 保管した商品券の各日の受払数について、受託者の定める商品券管理簿に記録する。
- イ 随時、商品券の実在庫数と商品券管理簿の在庫数を照合する。
- ウ 上記の照合に疑義がある場合は速やかにその旨を委託者へ報告するものとする。

(7) 商品券の残券受渡

那須塩原市商工会の立会いの下で商品券管理簿の年月日欄に受渡年月日、払出数欄に受渡数量等の必要事項を記入した上、確認印欄および商工会印欄に押印し、受渡の記録を行い、商品券を那須塩原市商工会に受け渡す。

(8) 商品券売上金の納入について

- ア 受託者は那須塩原市商工会へ令和7年10月6日(月)～10月24日(金)の売上金を11月10日(月)迄に指定の口座へ振り込むものとする。また、再抽選を実施した場合の11月4日(火)から11月14日(金)の売上は12月8日(月)迄に那須塩原市商工会指定の口座へ振り込むものとする。
- イ 商品券売上金の指定口座への振込手数料は受託者が支払うものとする。

(9) 商品券の換金

- ア 換金業務は商工会と連携し、那須塩原市商工会及び西那須野商工会内で換金を行うこと。
- イ 換金業務を完了するまで商品券の売上金等を適切に管理すること。
- ウ 参加店舗への換金作業は、商品券の換金受付期間中(令和7年11月4日(火)から令和8年3月10日(火))、月2回程度の頻度で円滑に換金手続きを行うこと。
- エ 商品券の売上金にプレミアム付加分を足した額を原資として、換金すること。なお、換金手数料については、専用券は参加店舗の負担なし、共通券は参加店舗一律で換金額の1%を負担するものとする。その他振込手数料や郵送料は受託者が負担するものとし、参加店舗はこれを負担しないこと。商品券が利用期間内に利用されない等の理由により、換金されなかった売上金など本事業により得た収入は、業務完了時の請求額から相殺すること。
- オ 商品券の換金受付期間終了後は、おおむね1週間程度を目途としてすみやかに最終の換金手続きを行うこと。
- カ 換金手続きについては、不正に対応できる方法とすること。

(10) データ管理

- ア 本件業務に伴い、収集、作成したデータは適正に管理すること。
- イ 換金業務のほか、円滑な事業実施に必要なデータを作成すること。
- ウ 効果測定業務に活用すること。
- エ 個人情報の取り扱いを適正に行うこと。

(11) 効果測定

本事業に関して収集したデータ及びアンケートをもとに事業者及び購入者の実態を分析し報告書を作成すること。アンケートは、事業者向けおよび利用者向けの2種類作成すること。また、その内容は、委託者及び商工会と協議のうえ決定すること。

5 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

6 全体スケジュール

別添「那須塩原市キャッシュレス決済促進及びプレミアム付商品券発行事業スケジュール」のとお

7 提出する成果物と提出期限

納入物		納入期限	納入部数
事業報告書 （紙媒体及び電子データ）		契約期間終了まで	紙媒体3部、データ1部
アンケート結果（紙媒体及び電子データ）			
コールセンター対応記録		委託者との協議の上、 決定※迅速な情報把握	
商品券事業関係	購入申込者一覧		
	無効・重複者一覧		

	当選者・落選者一覧	が必要なデータは、随時提出	
--	-----------	---------------	--

8 支払い条件

受託者の業務完了後、受託者の適正な請求書に基づき支払を行う。
ただし、ポイント還元事業の還元ポイント分、省エネ事業のキャッシュバック分及び商品券のプレミアム分の原資については、その限りではなく、業務完了前に受託者の適正な請求書に基づき支払を行えるものとする。なお、原資分の支払が実績額より過分となった場合は、変更契約を行った上で、原資分以外の業務に係る支払から相殺する。

9 その他

(1) 守秘義務等について

受託者が本件業務の遂行上知り得た情報は、本件業務遂行の目的以外に使用し、または、第三者に提供してはならない。本件業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ア 受託者が本件業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において、厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は行わないこと。本件業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。
- イ 本件業務完了後に、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において、確実にデータの破棄を行うこと。
- ウ 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報および法人情報について、委託者に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得ること。
- エ 事業実施にあたり収集した個人情報および法人情報は委託者に帰属するものとし、委託者の指示に従い情報提供を行うこと。

(3) 再委託について

- ア 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する事ができることとする。その場合、必ず委託者に事前に承認を受けること。
- イ 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
- ウ 受託者は、業務を再委託に付する場合は、上記(1)および(2)の事項について、再委託の相手方に遵守させるとともに、その責任は受託者が負うものとする。

(4) その他

- ア 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。
- イ 本仕様書に定めのない事項、本仕様書について疑義の生じた事項、または不測の事態の対応等については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- ウ 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。
- エ 成果物に契約不適合があった場合は、委託者の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。

オ 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により解決するものとする。

10 担当課

那須塩原市産業観光部商工振興課

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

▪0287-62-7154 ▪shoukou@city.nasushiobara.tochigi.jp

購入者の本人確認書類について

○本人確認に使用できる書類

住所および氏名が確認できる有効期限内（※）の下記の書類等にて確認する。

※有効期限の定めがある場合に限る。

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・マイナンバーカード
- ・旅券（パスポート）
- ・健康保険証
- ・後期高齢者医療保険証
- ・介護保険証
- ・障がい者手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証
- ・住民基本台帳カード
- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・住民票（発行から3か月以内のもの）
- ・郵便物
- ・社員証
- ・学生証
- ・その他、委託者が定めるもの

